



Title	上博楚簡『從政』の竹簡連接と分節について
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 2004, 36, p. 113-131
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60863
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

上博楚簡『從政』の竹簡連接と分節について

湯浅邦弘

序言

一九九四年に上海博物館が入手した戦国時代の竹簡群は、二〇〇一年十一月に『上海博物館藏戰國楚竹書(一)』(馬承源主編、上海古籍出版社)として『孔子詩論』『緇衣』『性情論』が公開され、二〇〇二年十二月には、同(二)として『民之父母』『子羔』『魯邦大旱』『從政』『昔者君老』『容成氏』の諸文献が公開された。

この内、第二分冊所収の『從政』は、公開済みの上博楚簡の中で、やや特殊な取り扱いを受けている。本資料は、担当者の張光裕氏によって整理・解説が進められたものであるが、公開された積文では、二つに分篇され、書名も『從政(甲篇、乙篇)』と表記されたのである。

それによれば、甲篇は竹簡十九枚、字数五一九字、乙

篇は六枚、百四十字。総計二十五枚、六五九字からなる文献である。簡長は完簡の場合四二・五〜四二・八cm、編綫は三道。三十cm未満の残簡も多いが、編綫の位置・字体・内容などから、同一文献と判断した上で、甲乙に分篇し、竹簡の再配列が行われたようである。

ただ、なぜ甲篇、乙篇に二分しなければならぬのかについては、十分な説明がなされていないように思われる。積文冒頭の「説明」によれば、簡長や編綫の位置が二系統に分かれているとのことであるが、提供された写真版に基づく限り、甲篇・乙篇の間に、竹簡の形制や編綫の相違は認められない。字体についても、既に菅本大二氏が「行以」字を例として、甲乙両篇の類似性を指摘しているが(注)、他にも「曰」「不」「人」「之」「其」「從政」「藥(藥)」「善」など、同筆と思われる文字は多い。他の戦国楚簡の内、郭店楚簡『老子』が甲乙丙の三種に

分類され、『語叢』が一から四に分篇された例はあるが、これらには竹簡の形制や字体に明瞭な相違があり、『従政』とはやや事情が異なるように思われる。

また、この分篇の問題に関連して、竹簡の接続についても不明な箇所が多い。釈文では、甲第六簡と甲第七簡は、それぞれの下端と上端の断裂状況が一致するので、もと一簡であったと指摘し、これを含め、次の三箇所について接続の可能性を指摘する^(注2)。

- ・「01 (完簡) + 02 (下欠)」
- ・「05 (完簡) + 「06 (下欠) + 07 (上欠)」
- ・「乙01 (完簡) + 乙02 (下欠)」

確かに、図1のように、06の下端と07の上端の形状は見事に一致しており、この点は、張光裕氏の指摘通りであろう。しかし、他の竹簡については、すべて前後の接続不明であるとされており、『従政』全二十五枚の竹簡の接続については、多くの謎を残していると言わざるを得ない。

図1 甲06簡と甲07簡との接続



このことが影響してか、内容の分析も現時点ではほとんど進んでいない。「従政」という書名は、簡文中に「従政」の語が散見することによる仮称であるが、本資料は文字通り、政治に従事する者の心得を説く文献である。簡文中に「仁」「義」「礼」などといった儒家の徳目が見えることから、張光裕氏は、儒家思想研究における意義を強調し、また、同じく役人の心得を説いた資料として睡虎地秦墓竹簡「為吏之道」との関係に注目している。

ただ、本資料と儒家思想とがどのように関わることか、本資料と「為吏之道」とはどのような点において類似性を持つのか、などについての具体的な考察は進んでいない。もとよりその原因は、竹簡の接続自体が十分に解明されていないという点に求められよう。

そこで、本稿では、まず『従政』の竹簡の配列・接続について再検討し、その全体像の把握に努めることとしたい。

一、竹簡配列の再検討

本資料の竹簡配列について、『上海博物館藏戰国楚竹書(二)』釈文(以下、「釈文」と略称する)は、甲篇、乙篇に二分した上で、甲十九簡、乙六簡として配列する。

しかし、前記の通り、甲乙の分割に必然性があるのか疑問であり、また前後の接続不明とされた簡が多数に上っている。

そこで、この積文については、すでにいくつかの意見や疑問が提出されているが、『上海博物館藏戰國楚竹書(二)』『読本』(季旭昇主編、万卷楼、二〇〇三年、以下、『読本』と略記する)は、積文に対する種々の異説をまとめ、接続について総合的に検討を加えた上で、再配列案を提示した。『徙政』を担当したのは陳美蘭氏である。

今、陳氏の総括に従って、改めて竹簡配列に関する主要な意見を列挙すると次の通りである。

【張光裕氏釈文】

・ 甲篇、乙篇に二分。

・ 01 (完簡) + 02 (下欠)、「05 (完簡) + 「06 (下欠) + 07 (上欠)」」、「乙01 (完簡) + 乙02 (下欠)」の三箇所は接続、他の竹簡はすべて前後の接続不明。

【陳劍氏の接続】

・ 甲乙の分篇を取らず。次の三つの接続を認める。他は前後の接続不明とする。

・ 17 (下欠) + 18 (完簡) + 12 (下欠) + 乙05 (上欠) + 11 (完簡)
・ 15 (完簡) + 05 (完簡) + 「06 (下欠) + 07 (上欠)」

・ 16 (下欠) + 乙03 (下欠)

【王中江氏の接続】

・ 甲乙の分篇を取らず。次の接続を認める。他は前後の接続不明とする。

・ 05 (完簡) + 「06 (下欠) + 07 (上欠)」 + 乙01 (完簡) + 乙02 (下欠)

【陳美蘭氏の接続】

・ 甲乙の分篇を取らず。全体の接合を次のように考える。
01 (完簡) + 02 (下欠) …… 03 (下欠) …… 04 (下欠)、
15 (完簡) + 05 (完簡) + 「06 (下欠) + 07 (上欠)」
…… 乙01 (完簡) + 乙02 (下欠) …… 08 (完簡) ……
09 (上下端残欠) …… 10 (下欠) …… 13 (下欠) ……
14 (下欠) …… ① 16 (下欠) + 乙03 (下欠) …… 17 (下欠) + 18 (完簡) + ② 12 (下欠) + 乙05 (上欠) ③、
11 (完簡) …… ④ 19 (完簡、一九字、墨釘・留白あり) + 乙04 (下欠) …… 乙06 (下欠) ……

このように、積文が公開された後、『徙政』の竹簡配列について、甲乙の分篇を支持する意見はない。すべて甲乙の区別を越えて配列を再検討しようとしている。その集大成とも言えるのが、右の陳美蘭氏の説である^{注3)}。陳氏は、まず甲乙の分篇を白紙に戻した上で、全体の接

合を検討した。その結論として得られたのが、右の配列である。傍線および（ ）内の注記は行論の便宜上筆者（湯浅）が加えたもので、「完簡」は竹簡に欠損のない完全簡、「下欠」は竹簡の下端が欠損しているもの、「上欠」は竹簡の上端が欠損しているもの、の意である。

ここで陳氏は、三種類の記号によって配列を提示しているの、まずその記号について確認しておきたい。「十」は竹簡が完全に接合する意。例えば、完簡の01は02（下欠）に接合し、15と05はともに完簡で、完全に接合するという意味である。

次に、「……」は文脈上おおよその接続が認められるものの、完全に接合するのではなく、前後に欠簡または欠文があるとするもの。例えば、02は下端欠損簡であり、完全接合とは言えないものの文脈としては03（下欠）に接合する可能性があり、同様に、03は04（下欠）に接合する可能性があるとする。『従政』には残簡が多く、この「……」に分類される接合関係が多くなる。

例外は、波線で示した17（下欠）と18（完簡）である。17は下端欠損簡であり、後続簡との接合は当然「……」記号となる筈である。ところが、17簡の下端欠損はわずか数センチ、文字数にして二字程度であり、その二字も文脈から推定することが可能である。このことから、17

と18の接合は、「……」ではなく「十」とされているのである。

残る「、」記号は、前後簡の文義不接合という意味であり、04（下欠）と15（完簡）、乙05（上欠）と11（完簡）の二箇所がこれに該当するとされている。

陳氏の説は、種々の異説を総合的に検討したもので、その再配列案は概ね妥当であると評価できる。ただ私見によれば、なお四箇所について、問題点が残ると思われる。

第一は傍線部①で、16（下欠）と乙03（下欠）とを「十」、即ち完全接合とする点である。16は簡長二五・一cm、字数二二字、乙03は三六・五cm、三二字である。従って、この両簡を直結すると六一・六cm、五四字となる。『従政』の内、完簡は九枚であるが、それらの簡長は四二・六cm前後、字数は三五字前後であるから、16と乙03とを本来一簡であったと考えることには物理的な問題があると言えよう。筆者は、この16の下端欠損部分に十字程度の文字があり、それで一簡、その簡に乙03を別簡として連接させるのが妥当ではないかと考える。

第二は傍線部②。12（下欠）と乙05（上欠）とを「十」、即ち完全接合とする点である。この両簡については、簡長・文意から見ても接続の可能性は高く、この推測は概

ね妥当であると思われる。ただ図2のように、12の下端と乙05の上端との断裂形状は一致していない。これは、06と07の断裂形状が見事に一致するのはやや異なり、不連続の可能性も残ると言えよう。ただ、竹簡の欠損は、一度に生ずるのではなく、例えば、まず編綫部付近で大きく断裂した後、更に二次的な破断が生ずるという場合もある。従って、この両簡についても、そうした可能性を見込んでおくことも必要であるかと思われる。

図2 甲12簡と乙05簡との接続



第三は傍線部③で、乙05（上欠）と11（完簡）の接続である。後述のように、この両簡は文意の上からは接続させても良いと思われるが、『読本』は「」（文義不接合）としている。「」は単なる誤植の可能性もあるが、やや理解に苦しむ点である。

第四は傍線部④。19と乙04とを「十」、即ち完全接合とする点である。これは、戦国楚簡全体に関わる、やや大きな問題を含んでいると思われるので、『従政』以外の文

献にも目を配りながら検討しておきたい。

19は『従政』の中で特別な竹簡である。なぜなら、図3のように、墨釘の後を留白としているからである。19は完簡で文字数は二九字。文末に墨釘が打たれ、その後が白簡となっている。本来ならばあと七字程度文字が入っていても良い簡である。

図3 甲19簡の墨釘と留白



戦国楚簡において、句読や分節を示すと思われる符号については、現在の所、その形状によって、大きくは墨釘・墨鉤・墨節などに分類されている^(注4)。この内、墨節は、竹簡の横幅いっぱい引かれるための墨線であるため、概ね篇や章の末尾を表していると推測される。これに対して、墨釘と墨鉤は、句読点や章・篇の区切りを示すと思われるものの、それがどの程度の区切りの意識を反映しているのか未詳である。例えば、墨釘が現在の読点に、墨鉤が句点に相当するのか、またそれぞれの微妙な形状の相違は何を意味するのかなどは判然としない。

また、符号の登場する頻度も、テキストごとに、あるいはテキスト内部でもまちまちである。

この『従政』については、区切り符号として墨釘が使用されており、その形は、方形というよりはやや楔形に近い形状でほぼ統一されているようであるが、頻繁に打たれている箇所があるかと思えば、文脈上当然墨釘があつても良いと思われる場所に打たれていないという有様で、整合的な理解は難しい。

これに対して、ほぼ確実なのは、符号を打った後の留白の意味であろう。これは、他の戦国楚簡においても見られる現象で、恐らくは、留白の直前で文意が完結し、その章や篇、あるいはその文献がそこで終わりになるという意味であろう。

例えば、同じ『上海博物館藏戦国楚竹書』第二分冊所収の『民之父母』は、最終簡の14簡冒頭六字目（冒頭の欠字一字を含む）に墨鉤が打たれ、以下留白となっている。『民之父母』は、『礼記』孔子閒居篇と重複する内容であるから、ここが文末であることは文意の上からも確認できる。また、『子羔』も、最終簡の14簡末尾に墨鉤が引かれ、以下留白。『魯邦大旱』も、最終簡の06簡末尾に墨鉤が引かれ、以下留白となっている。全53簡に及ぶ長大な文献『容成氏』については、末尾に墨釘などの符号

は見られないものの、53簡の竹簡背面に「容成氏」と記されており、これが書名を表すと同時に、53簡が最終簡であつたことを示している。

『上海博物館藏戦国楚竹書』第一分冊所収文献について言えば、『緇衣』は、現行本『礼記』緇衣篇との関係で文末が特定できる訳であるが、そこには墨鉤があり、以下留白となっている。また『性情論』は文末に墨鉤、以下留白となっており、やはり同様の現象が見られる。なお、『孔子詩論』は文頭の01簡に前篇との区切りを示す墨鉤が見られるが、文末は竹簡残欠のため確認できない（注5）。

更に、同・第三分冊所収文献では、『周易』は一卦分をほぼ二簡に筆写し、また朱・墨を組み合わせた六種の符号を使い分けるといふ特殊形態を取るので一応除外しておく、『彭祖』が文末に墨鉤を打ち、以下留白としていく。なお、『仲弓』は残簡が多く、文末・最終簡を確定できない。

一方、郭店楚簡でも、『緇衣』は、最終簡の47簡冒頭の四字目で墨釘、その後、若干の空白を置いて「二十又三」といふ緇衣内部の章数が記され、以下留白となっている。ここが文末であることは明らかであろう。『魯穆公問子思』は魯の穆公と子思と成孫七との問答で構成される文献で、

具体的な問答の状況から文末は明らかであるが、そこにも墨鉤があり、以下留白となっている。『窮達以時』と『五行』は、たまたま文末が最終簡の下端近くに位置していることから、それほど明確ではないものの、やはり墨鉤が打たれ、以下若干の留白が見られる。

もっとも、『忠信之道』と『尊徳義』には、こうした現象が見られないが、これらはたまたま最終簡に相当する竹簡が欠損しているためと推測される。この二つを除けば、墨鉤の後が留白となっているものとして『唐虞之道』、墨鉤の後が留白となっているものとして『成之聞之』、『性命出』、『六徳』を挙げることができる。

更に、『語叢』は短文から構成される文献で、やや性格は異なるが、それでも『語叢』一〜四それぞれの末尾に墨鉤が打たれ、以下留白となっている。また、同様に『老子』も、章の末尾と思われる箇所、墨鉤が打たれ留白を伴う場合がある。甲乙丙の三種写本の内、篇末が確認されるのは甲本と丙本であるが、甲本については、お玉杓子型の墨鉤が、丙本には方形の墨鉤が打たれ、以下留白となっている。

このように、文末に記す符号には、墨鉤・墨釘・墨節などのバリエーションがあるものの、その後の留白の現象については、ほぼ同様に理解することができよう。従

って、この『従政』19についても、やはりその可能性を重視しておく必要がある。張光裕氏がこの19を甲篇の末簡としたのは、この現象に注目したからではなからうか。だとすれば、甲・乙の分篇には問題があるとしても、この簡を篇末とした判断は妥当であったと評価できる。これに対して『読本』は、この19に乙05を完全接合として連続させる訳であるが、墨釘・留白を飛び越えて、19末尾の文章が乙05の冒頭の「也」字に接続するというのは、やや苦しい理解である。筆者は、この墨釘・留白を重視して、19こそが『従政』全体の末尾であった可能性を提起しておきたい。

二、再配列案と分節

それでは、以上のような疑問点を念頭に置いて、『読本』の再配列を更に微調整するとどのようなようになるであろうか。その結果を次に図示してみる。

- ・ 01 (完簡) + 02 (下欠) (十) 03 (下欠) (十) 04 (下欠) (十)
- ・ 15 (完簡) + 05 (完簡) + 「06 (下欠) + 07 (上欠)」
- (十) 乙01 (完簡) + 乙02 (下欠) + 08 (完簡) +

09 (上下端残欠)

・ 16 (下欠) (十) 乙 03 (下欠)

・ 17 (下欠) + 18 (完簡) (十) 12 (下欠) (十) 乙 05
(上欠) + 11 (完簡)

・ 10 (下欠)

・ 13 (下欠)

・ 14 (下欠)

・ 乙 04 (下欠)

・ 乙 06 (下欠)

・ 19 (完簡、二九字、墨釘・留白あり)

前後の接続不明

この内、(十) 記号は『読本』の「……」記号に類似するもので、欠簡や欠文を含みながらも文意がほぼ連続すると思われる接合関係である。この結果、接合については、大きく四つのグループの接続を想定できる。また前記のように19を末尾に配置してみた。ただ、これによってもなお前後の接続を想定できない簡が五簡残る。これらについては、未詳とせざるを得ないが、一応、末尾の19の前に仮配置しておいた。

さて、これにより、多少の整理は進んだものの、依然として、全体の接続には多くの課題が残されている。それでは、やはり『従政』の内容面の検討は前進しないの

であろうか。そこで、注目されるのは、本資料の構成上の特色である。

『従政』は、「聞之曰」を先頭とする聞き書きの体裁となっている点に、構成上の最大の特色がある。「聞之曰」の語は『従政』中に十四箇所見えており、これを手がかりに分節すると、『従政』は十四の節から構成されていたことが分かる。加えて、「聞之曰」の語が確認できないものの内容的にまとまりのある節が他に四節程度あることも分かる。つまり計十八程度の節から構成されていることになる。

また、これらの節と節とは、緊密な論理によって連続しているという訳ではない。後述のように、冒頭の01には、やや総論的な性格が認められ、先述のように、19は墨釘・留白の現象から最終簡であったと推測されるが、それ以外は、仮に三番目の「聞之曰」で始まる節と四番目の節とを入れ替えたからといって、全く読み取りができなくなる訳ではない。各節は、「従政」という主題の中に緩やかな関係を持つて配置されていると考えられる。ちようど、『論語』において、特定の箇所を除き、「子曰」で始まる孔子の言葉を多少入れ替えても『論語』全体の読解に大きな支障を来すことがないのと同様である。

このことは、『従政』全体の竹簡配列を困難にしている

要因であるとも言えるが、一方では、仮に竹簡全体の連接が確定できなくても、「聞之曰」や内容上のまとまりを手がかりにして、節単位の考察が可能であることを意味している。そうした検討の蓄積の上に立って、総合的に『従政』の思想内容を検討することは十分に可能であると思われる。

三、「聞之曰」による分節

ここでまずは、「聞之曰」の語を基準に『従政』内部の分節を検討してみよう。以下、便宜上、釈文の竹簡番号に沿って、「聞之曰」が認められる節を、①～⑭の節番号を付けながら列挙し、それぞれの内容を簡潔にまとめておく。引用する原文については、釈文や陳美蘭『読本』などの諸説を参考にして、筆者なりに釈読したものを掲載することとし、読解に問題がある点については、その都度注記することとする。？は釈文が未釈とする文字、□は竹簡の欠字箇所、【】内の文字は、竹簡の欠字を補ったものである。また「■」は墨釘を示す。また、諸氏の見解を引用する際、特に出典を明示しないものは、『読本』に紹介された説である。詳しくは『読本』を参照されたい。

①01聞之曰、昔三代之明王之有天下者、莫之餘也^(注6)、而□取之^(注7)、民皆以爲義、夫是則守之以信、教之以義、行之以禮也。其亂^(注8)、王餘人邦家土地、而民有弗義、□……03禮則寡而爲仁、教之以刑則遂^(注9)。三代の王者の「治世」と「乱世」とを対比している一段である。竹簡の接合は必ずしも明確ではないが、概ね政治の良否を対照的に論じている節と考えられる。他の節が「従政」者について説くのに対して、この節は「三代之明王」から説き起こしており、やや視線が異なるとも言えるが、仮に本節が『従政』全体の冒頭部分であるとすれば、「従政」の前提や大原則を説いているのではないかと推測される。

「明王」の治世に関する説明の内、「之を守るに信を以てし、之に教うるに義を以てし、之を行々に礼を以てす」の部分、「守」「教」「行」の手段として各々「信」「義」「礼」を挙げるもので、これに類似する文言は、伝世儒家系文献にも見える。『礼記』文王世子に「是故聖人之記事也、慮之以大、愛之以敬、行之以禮」、『左伝』隱公三年に「石碯諫曰、臣聞愛子、教之以義方」、『左伝』昭公六年に「昔先王議事以制、不為刑辟、懼民之有爭心也、猶不可禁禦、是故閑之以義、糾之以政、行之以禮、守之

以信、奉之以仁」などであるのがそれである。

また、02と03の連接はあくまで仮定であるが、もし接続しているとすれば、前段とは逆に、「乱」の状態、即ち手段を誤った場合が記述してあったと思われる。文末の「之に教うるに刑を以てすれば則ち遂ぐ」(注9)は、「教化の手段として「刑」を用いれば民はその刑を巧みに逃れて欲望を遂げようとする」と説くもので、「乱」の一例となる訳であるが、これについて釈文は、同様の主旨を説いたものとして『論語』為政篇に「子曰、道之以政、齊之以刑、民免而無恥」とあるのを指摘する。また、『礼記』緇衣篇にもこれに類似する「子曰、夫民教之以德、齊之以禮、則民有格心、教之以政、齊之以刑、則民有遜心」との言が見える。

②03聞之曰、善人、善人也、是以待賢士一人、一人舉……04四鄰。失賢士一人、謗亦反是。是故君子慎言而不慎事。

「善人」による「賢者」の登用の重要性を説く一節である。まず、「善人とは人を善みするなり」と定義する。つまり、他者の能力を見抜いて高く評価し登用するのが「善人」なのである。そして、「善人」のそうした行為が最終的には「四隣」へと波及していくことを説いている

と思われる。竹簡の欠損箇所は約10cm、文字数にして六〜七字程度と思われるが、ここに「善人↓賢士」と「四隣」の間をつなぐ論理が示されていたと推測される。

逆に、「賢士一人を失」った場合には、「謗も亦た是に反る」(注10)、即ち有能な賢人を登用しなかったり、罷免したりすれば、非難の声が己の身に返ってくる。だから「君子は言を慎むも而して事を慎まず」、つまり、君子は賢人を評価する言葉には慎重であっても、賢人の登用という行動には躊躇がない、という。

ここで特に注目されるのは、右のような「善人」の定義である。釈文は、『論語』子路篇の「子曰、善人為邦百年、亦可以勝殘去殺矣。誠哉是言也」、「子曰、善人教民七年、亦可以即戎矣」などを指摘する。『論語』にはこの他、述而篇にも「子曰、聖人、吾不得而見之矣。得見君子者、斯可矣。子曰、善人、吾不得而見之矣。得見有恒者、斯可矣。亡而為有、虛而為盈、約而為泰、難乎有恒矣」、また先進篇にも「子張問善人之道。子曰、不踐跡、亦不入於室」と見える。

このように、『論語』にも「善人」の語は見えるが、本節のような定義は独特である。例えば、子路篇の「善人」が為政者であることは文意の上からも了解されるが、賢人の登用という内容を特に読み取ることはできない(注11)。

また、述而篇の「善人」は、「聖人」と対比されているが、「吾得て之を見ず」、つまりめつたにお目にかかれないという点では「聖人」と同様であるとされる。先進篇のそれも、聖人の域には届かないものの、単に先人の跡を踐んでいくだけの存在ではないとされている(舊)。

③05聞之曰、從政、敦五德、固三誓、除十怨。五德、一曰寬、二曰恭、三曰惠、四曰仁、五曰敬。君子不寬則無06以容百姓、不恭則無以除辱、不惠則無以聚民、不仁07則無以行政、不敬則事無成。三誓持行、見上卒食。

この節では、「政に従うには、五徳を敦くし、三誓を固くし、十怨を除く」と、「從政」の際に留意すべき事項として、「五徳」「三誓」「十怨」を挙げる。「五徳」とされるのは、「寬」「恭」「惠」「仁」「敬」の五者である。「三誓」「十怨」については、残念ながら竹簡残欠のため明確な読み取りができない(舊)。

「五徳」の内容は、『論語』の堯曰篇と陽貨篇の一部を折衷したような趣がある。『論語』堯曰篇には「子張問於孔子曰、何如斯可以從政矣、子曰、尊五美、屏四惡、斯可以從政矣、子張曰、何謂五美、子曰、君子惠而不費、勞而不怨、欲而不貪、泰而不驕、威而不猛、子張曰、何

謂惠而不費、子曰、因民之所利而利之、斯不亦惠而不費乎、擇可勞而勞之、又誰怨、欲仁而得仁、又焉貪、君子無衆寡、無小大、無敢慢、斯不亦泰而不驕乎、君子正其衣冠、尊其瞻視、儼然人望而畏之、斯不亦威而不猛乎」とある。つまり、『論語』の「五美」とは「惠而不費」「勞而不怨」「欲而不貪」「泰而不驕」「威而不猛」であり、内訳は異なるが、『從政』との類似性は高いと言えよう。

また、『論語』陽貨篇には、「子張問仁於孔子、孔子曰、能行五者於天下為仁矣。請問之、曰、恭寬信敏惠、恭則不侮、寬則得衆、信則人任焉、敏則有功、惠則足以使人」とあり、「恭」「寬」「信」「敏」「惠」を「五者」とする点も注目される。『從政』との相違は「信」「敏」のみである。但し、陽貨篇では、これら五者を天下に実践できる者が「仁」であるとされているのに対し、『從政』の「仁」は、張光裕氏が指摘する通り、他の徳目と並列関係にあり、「仁」の位置にやや相違が見られる。

いずれにしても、『論語』で「孔子曰」として記されている内容がここで「聞之曰」として記されているのは、特筆に値する。これは、『從政』の資料的性格を検討する際の大きな手がかりになると言えよう。

④08聞之曰、從政有七幾、獄則興、威則民不道、鹵則

失衆(舊)、猛(舊)則亡親、罰則民逃、好【刑】09
……則民作亂。凡此七者、政之所殆也(舊)。

「從政」の際に留意すべき事項として「七幾」を挙げ一節である。「五徳」「三誓」が「從政」のプラス要因であるのに対して、「十怨」「七幾」はマイナス要因として列挙されていると思われる。「七幾」の内訳は、「獄」「威」「鹵」「猛」「罰」「好【刑】」まで確認または推測でき(舊)、09に接続すると思われるが、09の上端欠損により七番目の内訳は未詳である。

「七幾」について、釈文は「事物の關鍵」「事物変化之所由生」とし、周鳳五氏は「為政者の七種の不当措置」とする。『読本』は、釈文を支持して「七種容易引起危殆的事」とするが、釈読については、『説文解字』に「幾、微也、殆也」とあるのによつて、「幾」のままが良いとする(注8)。

⑤09聞之曰、志氣不至、其事不……

「從政」者の心構え「志氣」について述べた部分かと推測されるが、竹簡の欠損により、内容未詳である。

⑥【聞之】10曰、從政所務三、敬、謙、信。信則得衆

、謙則遠戾、遠戾所以……

「從政」者の「務」めとして「敬」「謙」「信」の三者を挙げる一節である。この10冒頭は「曰」から始まっており、「聞之」の二字は確認できないが、この直前の竹簡(未詳)末尾に「聞之」の二字があつたと推測される。なお、「詵」字について、釈文は、『説文』に「詵、相呼誘也」、その段注に「後人多用挑字」とあるのを指摘し、「擇言」「擇善」の意に近いと説くが、『読本』は、それでは「敬」「信」とのバランスを欠くとして「謙」に読む。ここでは『読本』の説に従った。

⑦11聞之曰、可言而不可行、君子不言。可行而不可言、君子不行。

この節は、「君子」の言動について述べる。「言うべきも行うべからざれば、君子は言わず。行うべきも言うべからざれば、君子は行わず」とは、極めて慎重な言動を求めるものである。類似句が、郭店楚簡『緇衣』、上博楚簡『緇衣』、『礼記』緇衣篇に見えるが、そこではいずれも孔子の言として説かれている。このことを重視すれば、『從政』で「聞之曰」として記されている内容もすべて孔子から伝え聞いたこととされている可能性が高いであろう。

⑧ 13 聞之曰、君子之相就也、不必在近昵樂……

竹簡の破損により、文意が取りにくいのが、「君子」の仕事ぶりとして、馴れ合いにならないことを説く一節かと思われる。ここでの釈読は『読本』に従って、「君子の相就くや、必ずしも近きに在りて樂に昵まず」としておく。

⑨ 16 聞之曰、君子樂則治正、憂則…… 乙03 復。

小人樂則疑、憂則昏、怒則勝、懼則背、恥則犯。

「君子」「小人」の「樂」「憂」と「治」「乱」などとの關係を説く一節である。先述のように、『読本』は16と乙03とを直接接合せようとするが、それには問題があった。

本節は、まず16に「君子樂しめば則ち治正しく、憂うれば則」とあり、以下残欠となる。続く乙03には「復。小人樂しめば則ち疑い、憂うれば則ち昏れ、怒れば則ち勝らんとし、懼れば則ち背き、恥れば則ち犯す」のように、「小人」の「樂」「憂」「怒」「懼」「恥」の五つの状況が説かれている。「君子」と「小人」について、これらの要素が単純に対応しているかどうかは未詳であるが、構成の上からは、「君子」についても、「樂」「憂」の他、「怒」「懼」「恥」に対応する三つの状況が16末尾に記されていた可能性は高い。陳劍氏「上博簡《子羔》《從政》

篇的竹簡拵合与編連問題小議》(『文物』二〇〇三—五)

は、こうした対応關係を重視して、「君子樂則治政、憂則【□、怒則□、懼則□、恥則】復」のように復元を試みる。いずれにしても、16にはなお十字程度の文字があり、その後、乙03に接続していたと考えられる。

⑩ 18 聞之曰、行在己而名在人、名難爭也。

行動とそれに伴う名聲との關係を説く一節である。「行は己に在るも名は人に在り、名は争い難きなり」とは、「行」動を起すことやその責任は自「己」にあるが、「行」に伴う「名」声・評価は他「人」に関わるという意味であろう。それ故に、下句で「名は争い難し」とある。自己を離れた所に立ち上がる名聲・評価については、自ら関わるべきではないとの立場を示したものとと思われる。

この句について釈文は、「静」字を「争」に釈読する根拠として、郭店楚簡『老子』甲本05に「以其不静(争)也、古(故)天下莫能與之静(争)」とあるのを指摘する。釈読についてはその通りであるが、本節で「名は争い難し」とされる論理は、『老子』のそれとは異なるので注意を要するであろう。

なお、18(完簡)の後続について釈文は前後不明とす

るが、『読本』は12の「敦行不倦、持善不厭、雖世不識、必有知之」（行いを敦くして倦まず、善を持して厭わず。世識らずと雖も、必ず之を知る有り）に接続するとする。筆者もその可能性が高いと考える。その場合、本節は、君子は責任を持って行動するものの自らは名声を求めず、また、俗世間もそのことを知らないが、真に理解する者は必ずいる、という文意で連続していたことになる。『論語』学而篇の「人不知而不慍、不亦君子乎」が想起される一節である。

⑪19聞之曰、行險致命、飢滄而毋會、從事而毋訟、君子不以流言傷人。〔以下留白〕
「君子」の行動について説く一節である。「聞之曰」以下四句の内、中間の二句には、釈読困難な文字が連続し、文意をつかみにくい。一句目は、君子は危険を冒しても使命を果たす、あるいは真に意義あることについては危険を冒し命を投げ出す意、四句目は、君子は流言で他者を傷つけるようなことはしない、の意であろう。先述のように、四句目の末尾に墨釘があり、その後が留白となつている。『従政』全体の末尾と推測される一節である。

⑫乙02聞之曰、……
「聞之曰」は確認できるが、以下残欠のため内容不明である。

⑬乙03聞之曰、從政、不治則亂、治也至則□……
同様に、残欠のため詳細は不明である。

⑭乙04聞之曰、？誨而恭遜、教之勸也。温良而忠敬、仁之宗【也】。……

難読字があり、文意を取りづらいが、概ね、態度が恭遜であることが「教之勸」、「温良」「忠敬」が「仁之宗」であると説く一節であると思われる。部分的に、『礼記』内則・祭統・緇衣の各篇、『論語』為政篇などと類似している。

「教の勸なり」とは、『論語』為政篇の「季康子問使民敬忠以勸、如之何、子曰、臨之以莊、則敬、孝慈、則忠、擧善而教不能、則勸」を参考にすると、民を勸奨することのできるような教化の方法の意かと思われる。また、「温良」の語は、『礼記』内則篇に「必求其寬裕、慈惠、温良、恭敬、慎而寡言者、使為子師」、同・儒行篇に「温良者、仁之本也」、『論語』学而篇に「子貢曰、夫子温良恭儉讓以得之、夫子之求之也、其諸異乎人之求之與」な

どと見える。

以上、「聞之曰」を手がかりに十四の分節を行いながら、それぞれの内容について概要をまとめてみた。ただ、『従政』にはこれ以外にも、内容的にまとまりのある部分がいくつか存在する。これらは恐らく竹簡の残欠により「聞之曰」が確認できないだけで、本来は右の各節と同じように節としてのまとまりを持っていたと推測される。

四、その他の節

そこで、引き続き、「聞之曰」を確認できないものの内容的にまとまりのある節、を順次取り上げてみよう。

① 14 所有餘而不敢盡之、有所不足而不敢弗【勉】。

過不足に応じての心構えを説く一節である。「余り有る所有るも敢て之を尽くさず、足らざる所有れば敢て勉めずんばならず」とは、余裕がある時にも油断せず、不足の時には必ず努力すべきことを説くものである。

釈文は前後の接続未詳としながらも、文意については、『左伝』成公九年に「君子曰、恃陋而不備、罪之大者也、備豫不虞、善之大者也、莒恃其陋、而不脩城郭、浹辰之

間、而楚克其三都、無備也夫、詩曰、雖有絲麻、無棄菅蒯、雖有姬姜、無棄蕉萃、凡百君子、莫不代匱、言備之不可以已也」とあるのを指摘する。また『読本』は、陳偉氏が『礼記』中庸篇の「庸德之行、庸言之謹、有所不足、不敢不勉、有餘不敢盡、言顧行、行顧言」を引くの指摘する。文末の欠字は、前句との対応や中庸篇の用例から、「勉」字の可能性が高いであろう。

② 15 母暴、母虐、母賊、母貪。不修不武、謂之必成則暴、不教而殺則虐。命無時、事必有期則賊。爲利枉05事則貪。

「従政」者として避けるべき行為を説く一節である。「暴なる母かれ、虐なる母かれ、賊する母かれ、貪なる母かれ」と「暴」「虐」「賊」「貪」の四つを挙げ、各々「修めず武せずして、之に必ず成せと謂うは、則ち暴。教えずして殺すは則ち虐。命に時無くして、事必ず期する有るは則ち賊。利の為に事を枉ぐるは則ち貪」と説明を加えていく。

直ちに想起されるのは、『論語』堯曰篇の「四悪」であろう。堯曰篇には、子張との問答として、「子張曰、何謂四惡。子曰、不教而殺、謂之虐、不戒視成、謂之暴、慢令致期謂之賊、猶之與人也、出納之吝、謂之有司」とあ

る。

但し、『従政』と堯曰篇とでは「暴」「虐」の順序が逆になっている。また、堯曰篇に見える「有司」の語は『従政』にはなく、他の句と同様、一字で「貪」と記されている。堯曰篇との間に若干の揺れがあると言えよう。表現についても、「四悪」の内訳を説明する際、堯曰篇は、「〃〃謂之〇」という句法で三句まで統一されているが、「有司」の語が登場する四句目のみ破格である。一方、『従政』は、「〃〃則〇」で四句とも統一されているが、一句目のみ「不修不武謂之必成則暴」と、「〃〃則〇」句の中に「〃〃謂之〇」句が挟み込まれる形となっている。

③【先】17人則啓道之、後人則奉相之、是以曰君子難得而易使也。其使人器之。小人先之、則絆故之。【後人】18則暴毀之、是以曰小人易得而難使也。其使人必求備焉。

「君子」と「小人」とを対比する一節である。『論語』子路篇に見られる孔子の言が、ここでは「是以曰」として記されている。但し、両者には、重要な相違点もあり、そのことが『従政』の編纂意図にも関わると思われるので、その点については別稿において改めて検討することとした。

④乙05君子強行、以待名之至也。君子聞善言、以改其言、見善行、納其身焉、可謂學矣。

「君子」の「名」と「学」について述べた一節である。「君子は行いに強めて、以て名の至るを待つ」とは、先の⑩節と同様の主旨を述べるものである。また、「君子は善言を聞きて以て其の言を改め、善行を見れば其の身に納む、学と謂うべし」(注16)と、他者の善言・善行を鑑として自己改革を遂げることの必要性を説く。他者に学ぼうとした柔軟な姿勢が「学」と定義されるのも、本節の特色である。

結 語

以上、上博楚簡『従政』の竹簡接続と分節の問題について検討を加えてきた。接続については、『読本』の成果を更に微調整し、また、19簡の取り扱いについて『読本』とは異なる意見を提示した。戦国楚簡における各種符号の意味については、なお不明な点も多いが、符号と留白との組み合わせの意味はほぼ明らかであろう。この『従政』においても、墨釘・留白の見られる19簡を全体の最終簡としておくのが妥当であると思われる。

分節については、「聞之曰」を手がかりに十四の節を確認することができた。また、竹簡の欠損により「聞之曰」が確認できないものの、節に相当すると思われるまとまりが更に四つ程度あることも推定された。従って、『従政』は、少なくとも十八程度の節から構成される文献であったと考えられる。ただ、それら節ごとの緊密な論理の展開というものは特に想定できず、全体は「従政」という主題のもとに緩やかな関係を持って配置されているように思われる。

また、各節の分量は、竹簡の残欠もあり確定的なこととは言えないが、概ね数十字程度であると推測される。つまり『従政』は多くの節から構成されるとは言っても、郭店楚簡『語叢』のような短文の集積物ではない。しかも、長大な論理が延々と展開されたり、節の内部に更に問答体による議論が挟み込まれたりする、というような文献でもない。これは、「聞之曰」という一貫した聞き書きの体裁が各節の質と量を適度に制御しているからであろう。

では、内容的に注目されるのはどのような点であろうか。それは、「従政」者の理想像が「君子」として表現されていること、また、『論語』『礼記』など伝世儒家系文献における孔子の言と類似する文言が織り込まれている

ことである。

ただ、一口に「君子」「従政」と言っても、その意味する所は広く、また、孔子の言との類似性についても慎重な検討を要するであろう。これらについては、引き続き別稿において検討を進めることとしたい。

注

(1) 『新出土資料と中国思想史』(『中国研究集刊』別冊、二〇〇三年) 所収の『従政』解題参照。

(2) 以下、『従政』の竹簡番号については、便宜上、張光裕氏の釈文に従うが、例えば、甲篇第一簡については01、乙篇第一簡については乙01などと略記することにする。

(3) この他、インターネット上に発表されている札記類もあるが、ネット上の見解は後に修正や削除が行われることもあるので、本稿では、『読本』に紹介されているもので、読解に際して特に参考としたものを除き、それらを直接取り上げることはしない方針とした。

(4) 『新出土資料と中国思想史』(『中国研究集刊』別冊、二〇〇三年) 所収の「書誌情報用語解説」参照。

(5) 福田哲之氏「上海博物館藏戰國楚竹書『子羔』の再検討」

〔新出土資料と中国思想史〕〔中国研究集刊〕別冊、二〇〇三年）参照。

(6) 積文が「餘」と釈読する文字は、文意未詳である(余す所なく統治するの意か)。『読本』は「予」と読み、三代の明王が自己の才能と徳行によって天下を獲得したのであり、誰かに与えられたのではない、という意に解す。但し、「自己の才能と徳行によつて」という文意は原文からは読み取れない。その他の可能性として「舍(すてる、のぞく)」も考えられる。

(7) 「而口取之」の欠字部分について、周鳳五氏はこの残筆と第十四簡の「盡」字とが近似しているとするが、写真版からは確認できない。類似表現として、『墨子』魯問篇に「昔者、三代之聖王禹湯文武、百里之諸侯也、説忠行義、取天下」とある。欠字は「取」を修飾する副詞である可能性が高い。

(8) 『読本』は、「其亂、王予人邦家土地」と釈読した上で、この「人」は一般の人民ではなく、特定の「親信之人」であり、それら近親者のみに邦家土地を与えたため民はその行為を不義と見なしたと解す。また、『読本』は、これが具體的な歴史上の事件(燕王噲の禪讓)に関わる記述であると説き、それを基に、上博楚簡の成立時期を前二七八年(燕王噲禪讓事件)と前二七八年(楚遷都)の間と推定する。

一方、周鳳五・陳偉の両氏は「亂王」で句読し、「明王」との対義語であるとすると、『墨子』天志下篇や魯問篇には、「三代之聖王」と「三代之暴王」とを対比する用例が見られるが、「亂王」の用例は伝世文獻に見えない。なお、「餘」を「舍」と釈読すれば、亂世の時代の王は、天下全体を包括するのではなく、一部の邦家・土地を見捨てるの意となる。

(9) 積文は隸定した「述」字を「遂」に釈読するが、陳偉氏および『読本』は「逐」に読み、法律の遺漏を衝いて利を逐うの意に解す。ここでは積文に従った。

(10) 積文は「防亦反是」と釈読するが、『読本』は「謗亦反是」に読み、誹謗も己の身に返ってくる、の意に解す。劉樂賢氏は「謗亦隨是」に読み、誹謗もそれに従つて来る、の意に解す。ここでは『読本』に従った。

(11) 子路篇の「善人為邦」について、皇侃『義疏』は、「善人」を「賢人」と理解し、また、「邦を為」めるのは「諸侯」であると説く。「善人教民七年」については、刑昺疏も「此章言善人為政之法也。善人謂君子也、即就也、戎兵也」と説き、善人を為政者とするが、本節のような理解は示さない。

(12) 劉宝楠『正義』は、述而篇とこの先進篇の「善人」はともに「諸侯」の意であると説く。

(13) 本簡の後には「十怨」に関する内容が接続する筈である。『読本』が指摘する通り、乙01簡「日犯人之務、十日口惠

而不係……」がその一部であった可能性が高い。即ち、この間に「十怨、一曰……、九」に相当する内容があったと推測される。

(14) 「鹵」は『読本』の釈読に従う。「鹵莽」(荒っぽく不注意、おろそか、粗略)の意。『莊子』則陽篇に「君為政焉勿鹵莽、治民焉勿滅裂(君政を為すに鹵莽にすること勿かれ、民を治むるに滅裂にすること勿かれ)」とある。「失衆」について釈文は、『礼記』大学篇に「道得衆則得國、失衆則失國」とあるのを指摘する。

(15) 「猛」は『読本』に従う。

(16) 釈文は「政之所治也」と釈定するが、『読本』は「七幾」は政治にとってマイナス要因であるから、「所治」では意味が通らないとし、「政之所怠也」と釈読する。周鳳五氏は「政之所殆也」とする。『論語』微子に「已而、已而、今之從政者殆而」とある。ここでは周氏の見解に従った。

(17) 「好」の直後の欠字、釈文は「勇」、陳偉氏および『読本』は「型(刑)」を補う。

(18) なお、釈文は、上博楚簡『曾子』(未公開)に「是故耳目者、心之門也、好惡之幾(機)也」とあるのを紹介する。

(19) 釈文は、乙05と11の接続を想定しないので、11冒頭部を「言見善行、納其……」と句読するが、乙05との接続を考慮すれば、「言」の後で句読すべきであろう。